

# 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日埼玉県条例第50号)

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 実施機関における個人情報の取扱い（第三条・第四条）

第三章 個人情報ファイル（第五条）

第四章 開示（第六条―第九条）

第五章 埼玉県個人情報保護審査会

第一節 設置及び組織（第十条―第十四条）

第二節 調査審議等の手続

第一款 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第十五条―  
第十七条）

第二款 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第十八条）

第六章 雑則（第十九条―第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。  
以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び  
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）において使用  
する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、県の執行機関、警察本部長、公営企業管  
理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

第二章 実施機関における個人情報の取扱い

（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを  
内容とする記述等とする。

一 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をい  
う。）

二 性自認（自己の性別についての認識をいう。）

(安全管理措置)

第四条 実施機関は、法第六十六条第二項第一号又は第二号に定める業務を行わせるに当たり、これらの号に掲げる者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定めなければならない。

### 第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第五条 実施機関（知事を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 記録項目及び記録範囲

五 記録情報の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 法第七十五条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 法第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他規則又は実施機関の規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提

起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人（法第七十四条第一項第四号に規定する本人をいう。）の数が規則等で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則等で定める個人情報ファイル

十一 法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 実施機関は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、知事に対しその旨を通知しなければならない。

#### 第四章 開示

（開示請求に対する措置）

第六条 実施機関は、法第八十二条第一項又は第二項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の通知をする場合において、一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。

（開示決定等の期限）

第七条 開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。

ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示の実施における本人確認手続)

第九条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則等で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法第七十六条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、当該書類の提示又は提出の必要がないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるときは、この限りでない。

## 第五章 埼玉県個人情報保護審査会

### 第一節 設置及び組織

(設置)

第十条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の機関として、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第 号。第四号において「議会個人情報保護条例」という。）第四十五条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

三 第十八条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

四 議会個人情報保護条例第五十一条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第十一条 審査会は、委員六人以内をもって組織する。

(委員)

第十二条 委員は、個人情報の保護について優れた識見を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、知事は、政党その他の政治的団体の役員である者を委嘱してはならない。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第十三条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第十四条 審査会は、その指名する委員三人以上をもって構成する合議体で、第十条各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第十条各号に掲げる事務を行う。

## 第二節 調査審議等の手続

### 第一款 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第十五条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（実施機関（法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。）及び議長をいう。以下この款において同じ。）に対し、開示決定等、訂

正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。  
この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第十六条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十七条 審査会は、第十五条第三項の規定による資料又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料（以下この条において「資料又は主張書面等」という。）の提出があったときは、当該資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二款 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

(法第百二十九条の規定による諮問)

第十八条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）は、この条例を改正し、又は廃止しようとする場合、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

## 第六章 雑則

### (施行の状況の公表)

第十九条 知事は、毎年度、各実施機関（法第十三条及び第十四条に係る事項については、法第七十条の規定により法に規定する個人情報保護委員会の権限及び法第五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされる県の執行機関）における法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

### (開示請求に係る手数料等)

第二十条 開示請求に係る法第八十九条第二項の手数料は、無料とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの交付その他の開示の実施に要する費用として、規則等で定める額の費用を負担しなければならない。

### (行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第二十一条 法第一百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第一百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第一百五十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第一百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第一百五十五条（法第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

### (手数料の減免)

第二十二条 実施機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求（次項において「開示決定等に係る審査請求」という。）において、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県

条例第六十五号) 第二条第一項の規定の適用については、同項中「審理員(法第十一条第二項に規定する審理員をいう。)」とあるのは、「審査庁(法第九条第一項に規定する審査庁をいう。)」とする。

- 2 開示決定等に係る審査請求において、行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査法関係手数料条例第三条第二項の規定の適用については、同項中「埼玉県行政不服審査会」とあるのは、「埼玉県個人情報保護審査会」とする。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

#### 第七章 罰則

第二十四条 第十二条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(埼玉県個人情報保護条例の廃止)

第二条 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)は、廃止する。

(埼玉県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の埼玉県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第十条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第二条第二項に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第二条第一項に規定する実施機関(以下この条において「旧実施機関」という。)の職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号及び第三項第一号において同じ。)である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において次に掲げる業務に従事していた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

イ 旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者(その者から当該委託に係る業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含



む。)が受託した業務

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の業務

三 前条の規定の施行前において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約（第三項第三号において単に「労働者派遣契約」という。）に基づく労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。第三項第三号において同じ。）の役務を提供するために旧実施機関に派遣されていた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第十五条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第二条第九項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 前条の規定の施行前において第一項第二号に掲げる業務に従事していた者

三 前条の規定の施行前において労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務を提供するために旧実施機関に派遣されていた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 前二項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 令和五年度における第十九条の規定の適用については、同条中「法の施行の状況」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の埼玉県個人情報保護条例の施行の状況」とする。

第四条 附則第二条の規定の施行前に附則第七条の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第二条第一項の規定により県に置かれた埼玉県個人情報保護審査会（以下この条、次条第一項及び附則第八条において「旧審査会」という。）にされた諮問で附則第二条の規定の施

行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

第五条 附則第二条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第四十九条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 附則第二条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第七条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県個人情報保護審査会の項を削る。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者は、前条の規定の施行の日に、第十二条第一項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条の規定の施行の際現に旧審査会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名された委員である者は、それぞれ、前条の規定の施行の日に、第十三条第一項の規定により会長として定められ、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

第九条 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政

機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第十二条中「第十条第七号」を「第十条第一号の二及び第七号」に改める。

第十九条第一項中「、法令」の下に「(個人情報の保護に関する法律を除く。)」を加え、「(埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)を除く。)」を削る。

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第十条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十七条第一項の開示請求書、同法第九十一条第一項の訂正請求書又は同法第九十九条第一項の利用停止請求書の送付により行われた請求に係る事実についての審査